



県内で回収された死亡野鳥について、鳥インフルエンザの簡易検査で陽性反応が確認されました

3月13日(木)に長野市で回収された野鳥(オオタカ)の死亡個体1羽で、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性反応が確認されたことから、発生地周辺の野鳥の監視を強化します。

1 発生場所等

- (1) 所在地 長野県長野市
(2) 野鳥の種名 オオタカ(1羽)

2 発生の経過

- (1) 3月13日(木)、長野地域振興局林務課へオオタカが死亡している旨、連絡あり
(2) 検査場所 : 長野家畜保健衛生所
(3) 簡易検査結果: 鳥インフルエンザ陽性

※ 現時点では、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を京都産業大学で実施予定です。

3 今後の対応

- (1) 野鳥関係
- ・環境省が発生地周辺半径10km以内を「野鳥監視重点区域」に指定
 - ・「野鳥監視重点区域」で地域振興局による巡回監視を行い、死亡野鳥等調査を強化
 - ・発生地の消毒を実施
- (2) 家きん関係
- ・発生地半径3km以内の家きん飼養者へ異常の有無を確認し、健康観察の徹底を指導
 - ・県内全ての家きん飼養者へ注意喚起

4 その他

- ・現場での取材はウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。
- ・鳥インフルエンザは、感染した鳥との濃厚な接触等の特殊な場合を除き、通常、人には感染しないと考えられています。日常生活で鳥の排泄物等に触れた場合は、十分な手洗いとうがいを行えば過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・本年度は、高病原性鳥インフルエンザが国内複数箇所において発生しています。万が一、死亡した野鳥を見つけた場合は素手で触らないでください。また、野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ広がるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないように注意してください。

(問合せ先)

担当 林務部森林づくり推進課鳥獣対策係
田淵、上野
電話 (直通) 026-235-7273
(代表) 026-232-0111 (内線) 3249
F A X 026-234-0330
E-mail choju@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

担当 農政部園芸畜産課防疫・衛生係
塩入、西村
電話 (直通) 026-235-7232
(代表) 026-232-0111 (内線) 3175
F A X 026-235-7481
E-mail kachiku-boeki@pref.nagano.lg.jp